

3 豊議第179号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年11月9日

豊山町監査委員 堀 尾 博 樹

豊山町監査委員 坪 井 孝 仁

財政的援助団体の監査結果報告書

1 監査対象

総務部企画財政課・防災安全課 生活福祉部福祉課・保険課

対象

総務部企画財政課 ①夏まつり実行委員会②とよやま女性の会

防災安全課 ①防犯協会②交通安全協会

生活福祉部福祉課 ①（社福）豊山町社会福祉協議会②民生委員協議会

③遺族会④母子寡婦協議会⑤赤十字奉仕団⑥保護司会

⑦更生保護女性会

保険課 ①（公社）豊山町シルバー人材センター②老人クラブ連合会

③各地域老人クラブ

2 監査対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

3 監査の実施日

令和3年11月1日

4 監査の概要

総務部企画財政課・防災安全課、生活福祉部福祉課・保険課の所管している財政的援助団体に対し関係書類の提示を求め審査・聴取して、当該財政的援助団体の出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、総務部企画財政課・防災安全課及び生活福祉部福祉課・保険課所管の財政的援助団体への出納その他の執行処理状況について、概ね適正に行われていると認められた。